

呉市告示第134号

令和6年10月7日付呉市告示第366号（令和7年度及び令和8年度において呉市が発注する建設工事（建設業法第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の一般競争入札又は指名競争入札（随意契約を含む。）に参加し、契約の相手方となる者に必要な資格（以下「入札参加等資格」という。）及びその資格審査の申請手続等。以下「当初告示」という。）の追加申請期間等について、次のとおり告示する。

令和7年4月1日

呉市長 新原 芳明

1 資格審査申請の手続

入札参加等資格の追加審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、電子申請（広島県及び県内市町（広島市を除く。）が共同して運用する電子入札等システムによって、インターネットを利用した申請）又は窓口申請を行うものとする。

市内業者・準市内業者は、電子申請又は窓口申請のどちらか一つの方法に限るものとし、市外業者は、市長が特に認めた場合を除き電子申請によるものとする。

(1) 電子申請

ア 対象者

市内業者・準市内業者のうち窓口申請を行わない者、市外業者

イ 申請方法

電子申請システムで定める様式によって作成した電磁的記録を広島県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させることにより申請を行うとともに、広島県に提出すべき添付書類（令和6年広島県告示第878号を参照）については、広島県土木建築局建設産業課（広島市中区基町10番52号）へ、呉市に提出する資格審査申請書類等（当初告示別表第2を参照）については、呉市財務部契約課（呉市中央4丁目1番6号）（以下「呉市契約課」という。）へ持参又は郵送により到達させなければならない（第6回のみ受付期間の最終日までに記録及び書面が到達しない場合は、申請全体を無効とする。）。

ウ 追加申請期間

電子申請後に呉市契約課へ別途 提出すべき添付書類等の受付期間	
第1回	令和7年 4月 1日から 令和7年 5月15日まで
第2回	令和7年 5月16日から 令和7年 7月15日まで
第3回	令和7年 7月16日から 令和7年10月15日まで
第4回	令和7年10月16日から 令和8年 2月16日まで
第5回	令和8年 2月17日から 令和8年 5月15日まで
第6回	令和8年 5月16日から 令和8年 9月15日まで

※1 上記の各受付期間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の最終日の午後5時までに呉市契約課に到達したものを受け付ける。

※2 提出する経営事項審査の結果通知書・総合評定値通知書の写しについては、審査基準日から1年7か月以内の有効かつ最新のものとすること。

(2) 窓口申請

ア 対象者

市内業者・準市内業者のうち電子申請を行わない者

イ 申請方法

呉市に提出する資格審査申請書類等（当初告示別表第2を参照。）を、呉市契約課へ持参又は郵送により申請を行うものとする（第6回のみ受付期間の最終日までに書面が到達しない場合は、申請全体を無効とする。）。

ウ 追加申請期間

受 付 期 間	
第1回	令和7年 4月 1日から 令和7年 5月15日まで
第2回	令和7年 5月16日から 令和7年 7月15日まで
第3回	令和7年 7月16日から 令和7年10月15日まで
第4回	令和7年10月16日から 令和8年 2月16日まで
第5回	令和8年 2月17日から 令和8年 5月15日まで
第6回	令和8年 5月16日から 令和8年 9月15日まで

※1 上記の受付期間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、呉市契約課で受け付ける。

※2 提出する経営事項審査の結果通知書・総合評定値通知書の写しについては、審査基準日から1年7か月以内の有効かつ最新のものとすること。

2 申請を行うことができない者

当初告示3各号に掲げるほか、追加申請においては、令和7年度及び令和8年度に入札参加等資格の取消しを受けた者又は取下げを行った者

3 入札参加等資格の認定、通知及び適用開始

入札参加等資格の認定日は、各回の受付期間の最終日の属する月の翌々月1日を予定し、認定をしたときは、令和7・8年度の建設工事入札参加等有資格者名簿に登載し、申請者に通知する。

なお、認定をしなかったときもその旨を申請者に通知する。

入札参加等資格を認定された者においては、入札公告、指名通知又は見積等が資格認定日以降のものから適用開始とする。

4 認定後の変更届について

認定後において、申請書等の記載事項（商号又は名称、代表者、所在地等）に変更を生じた場合は、速やかに変更届を提出すること（客観的審査事項及び主観的審査事項については、この限りでない。）。

ただし、呉市内へ本店又は営業所等を開設する場合や、今回の申請で登録を希望しなかった業種について認定後に追加で登録の希望をする場合は、前に掲げる受付期間にのみ受け付けるものとする。